「広島県都市計画制度運用方針（素案）」に対する県民意見募集に結果について

　「広島県都市計画制度運用方針（素案）」に対する県民意見募集に御協力いただき，ありがとうございました。

　意見募集の結果と，寄せられた意見に対する県の考えは次のとおりです。

１　実施期間と結果

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　間 | 令和元年８月26日（月）から令和元年９月27日（金） |
| 意　見　数 | ２人２件 |

２　意見の内容及び意見に対する県の考え方

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
| １ | P50　市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用地域の産業の活性化を図るためには，高速道路ＩＣ周辺などにおける新たな開発だけでなく，既存ストックを有効活用できるよう，既存工業地の周辺においても，柔軟に開発許可の基準の見直しなどを行う地区に含めてもらいたい。また，文脈が不明確であり，記載内容を以下のようにしていただきたい。○~~市街化調整区域に位置付けられたことで，開発行為や建築行為が厳しく制限され，~~人口減少によりコミュニティの衰退や社会経済情勢の変化などへの対応が困難となっている既存集落地区　○~~高速道路ＩＣ周辺などで，~~産業系用地としての需要が高く，地域の産業の活性化が期待される 既存工業地や高速道路ＩＣ周辺などの ~~ものの，そのままでは無秩序な開発が懸念される~~ 地区 | ご指摘のとおり，既存ストックの有効活用だけでなく，地域の産業振興や雇用確保の観点においても，既存工業地の維持や活性化を図ることは重要であるため，既存工業地周辺に係る記載を追加します。また，既存工業地周辺における開発は，開発許可の基準の見直しの他にも，地区計画制度の活用が考えられることから，地区計画制度に係る記載を併せて追加します。次に，既存集落地区に関して文脈が不明確であるという意見については，市街化調整区域に位置づけられたことで，人口減少によるコミュニティの衰退や社会経済情勢の変化などへの対応が困難となっているという因果関係が明確となるよう，表現を見直します。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２ | 単純に住みやすい街づくりをお願いしたいです。そのために、「安全・安心に暮らせる都市」の中に防災がほとんどで、子育て世帯や子供自体、ひいては大人も安全で快適に暮らせることがほとんどないのが残念です。きちんと開発されなくて市街化調整区域のまま待ちになってしまい、子供が遊ぶ公園も近くになく、細い道や抜け道のように使われる危険な道が通学路になっていたり、非常に残念な都市づくりが見受けられます。ぜひ、公園、通学路、自転車道路、ベビーカーなども通れる歩道など考えられた都市づくりが当たり前になるように方針を立てていただきたいと思います。50連たんでの問題がありましたが、根本的なところで、そもそも、そういったところを事前に市街化区域として都市開発を行えばよいだけなのではないでしょうか？都市開発を適切に行っていれば防げたカオスが広島には多々あります。 | ご意見のありました，「安全・安心に暮らせる都市」の実現に向けた運用方策において，安全で快適に暮らせる上で必要な通学路、自転車道路、ベビーカーなども通れる歩道については，広島県都市計画制度運用方針（素案）の68ページ，「（ア）中心市街地，周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方」『（ａ）歩きやすく移動しやすい都市空間づくり』において，歩道や公共施設などのバリアフリー化，住宅街などの生活道路における歩道整備やハンプの整備などの方針を位置付けており，原案のままとします。次に，ご意見のありました，公園の整備に関する方針については，「魅力あふれる都市」の将来像に向けた運用方策において項目を追加し，内容の充実を図ります。50戸連たんについてですが，本制度は，市街化調整区域において行われる開発行為の許可制度であり，市街化区域へ編入することを前提としていません。ご指摘のように，市街化区域へ編入して市街化すべき地区については，これまで本県においても，市街化区域へ編入した上で，計画的に開発を誘導するよう努めてきました。このような基本的な考えに基づき，この度改定する広島県都市計画制度運用方針の50ページ，「（ア）線引き都市計画区域における土地利用の方針」『（ｇ）市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用』において，50戸連たんなどの開発許可は，不良な街区形成につながる事例もあり，また，都市のスプロール化を進行させる要因の１つとなっていることから，今後は，市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう見直しや廃止を含めた検討を行うことを位置づけています。 |